

電子提供措置の開始日 2026年3月5日

第57回定時株主総会

# 第57期報告書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社 東京ソワール

# 事業報告

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境の改善が進む中で、景気は緩やかな回復基調にありますが、不安定な海外情勢の長期化や資源価格の高止まりなどもあり、先行き不透明な状況が続いております。

当アパレル業界におきましては、賃上げによる個人消費の緩やかな回復傾向が一部で見られるものの、原材料及びエネルギー価格の高騰、度重なる物価上昇に加え、記録的な猛暑やその影響による秋冬商戦の停滞など、厳しい環境にあります。消費者の購買行動においても、節約志向や低価格志向が強まっており、今後の事業環境への影響が依然として懸念されます。

このような経営環境の中、当社は、当連結会計年度を初年度とする中期経営計画に基づき、フォーマルとライフスタイルの両事業を通じて、「ウェルビーイングな商品・購入体験の拡充」の実現に向けて、「事業領域の拡大」、「事業基盤の整備」、「効率化の追求」に取り組んでおります。フォーマル事業においては、冠婚葬祭に限らない、人生の節目となる全てのライフイベントを“フォーマルライフ”と定義し、フォーマルライフのリーディングカンパニーを目指しており、ライフスタイル事業においては、顧客接点の強化と新規顧客の獲得に向けて、新規出店及びサービスの拡充に注力いたしました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は161億12百万円（前年同期比2.6%増）、営業利益は1億73百万円（同28.5%減）、経常利益は2億95百万円（同15.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億36百万円（同52.7%減）となりました。

セグメント別の経営成績の概要は次のとおりです。

#### <フォーマル事業>

卸売事業におきましては、店舗閉鎖や売場縮小などが続くなか、「t o k y o s o i r ショップ」をはじめとして、新たなお客様の開拓とフォーマルライフマーケットの拡張に向けて、従来とは異なるカテゴリーの商品提案と魅力的な売場づくりやサービスの提供を行っております。あわせて、取引条件交渉や不採算店舗からの撤退、在庫回転率の向上など、事業運営の効率化を継続的に推進しております。

小売事業におきましては、直営店「フォルムフォルマ」では、オリジナル商品やコラボ商品の提案を通じ、お客様の想いに寄り添うショップを目指しており、新たなお客様との接点を強化すべく、新規出店を進めております。Eコマース販売では、オフィシャルサイトにおけるマーケティングツールの活用や広告運用の最適化により、堅調に売上を伸ばしております。また、Eコマース限定のオリジナルブランドやコラボ企画を展開することで、新たな顧客層の取り込みに注力いたしました。「kuros'」では、各種プロモーションによる認知度向上に加え、リアル店舗での体験価値の提供とECサイトのサービスを拡充することで売上の拡大を進めており、「ZOZOTOWN」への出店や、「ニューマン高輪」でのPOP-UPショップを展開いたしました。

レンタル事業は、マーケティング施策の強化やECサイトの改修によるサービス拡充が奏功し、売上を堅調に伸ばしており、更なる拡大に向けて新規出店への交渉を進めております。

このような結果、売上高は144億87百万円（前年同期比3.5%減）、営業利益は92百万円（同65.5%減）となりました。

#### <ライフスタイル事業>

「CANAL JEAN」を展開する株式会社キャナルジーンにおきましては、レディースファッションを中心に、ECサイト及びリアル店舗を運営しており、SNSでの積極的な発信によって幅広い世代からの支持を得ております。

気候変動や消費動向を早期に見極めた商品展開に注力することで機会損失を抑制したほか、EC店舗では販促施策を継続的に実施したこともあり、ECサイト及びリアル店舗共に堅調に推移いたしました。加えて、3月に出店したルミネエスト新宿店も順調に立ち上がっており、更なる事業拡大を進めてまいります。

このような結果、売上高は16億25百万円、営業利益は81百万円となりました。

#### セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度末比	
		構成比		構成比	増減額	増減比率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
フォー マ ル 事 業	15,006	95.6	14,487	89.9	△519	△3.5
ライフスタイル事業	694	4.4	1,625	10.1	931	+134.1
合 計	15,700	100.0	16,112	100.0	411	+2.6

**(2) 設備投資等の状況**

当連結会計年度中における重要な設備投資はありません。

**(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度中におきましては、社債または新株式の発行による資金調達は行っておりません。

なお、当社は取引銀行4行との間で当座貸越契約を結び、24億円の資金借入枠の設定を行っております。

**(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

① 株式の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

② 新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得の改善が進む中、景気は緩やかに回復していくことが期待されますが、当社グループを取り巻く事業環境は、原材料やエネルギー価格の上昇、物価や人件費の上昇によるコスト面での影響に加え、衣料品に対する消費者の節約志向や低価格志向が想定されるなど、先行き不透明な状況が続くことが想定されます。

このような状況の中で当社グループは、2027年を最終年度とする中期経営計画において、フォーマル、ライフスタイルの両事業を通じて、「ウェルビーイングな商品・購入体験の拡充」の実現に向けて、当社グループを取り巻く事業環境から、3つの課題として、「①事業領域の拡大」、「②事業基盤の整備」、「③効率化の追求」に取り組んでおります。

### ① 事業領域の拡大

(A) フォーマル事業においては、冠婚葬祭に限らない、人生の節目となる全てのライフイベントをフォーマルライフと定義し、フォーマルライフのリーディングカンパニーを目指していきます。

#### ・ 狙うべきマーケットの拡張（フォーマルライフマーケットでの価値提案）

フォーマルの枠を超えたオリジナルアイテムの展開拡充を行います。

リトルオケーション（ちょっとしたハレの日）の訴求による新たなニーズを掘り起こします。

ライフイベントに関する情報発信やサービスの開発を行います。

#### ・ 顧客体験価値の向上

直営店の出店による顧客接点の強化を図ります。

オフィシャルECサイトのサービス拡充による直営店との連携を図り、シームレスな購入体験やサービスを実現いたします。

レンタルサービスやリペアサービス等の販売以外のサービスも提供可能な環境を作ります。

(B) ライフスタイル事業においては、顧客接点の強化・新規顧客の獲得に向けて、新規出店及びサービスの拡充に取り組んでまいります。

#### ・ 顧客接点の強化

厳選した地域への出店による顧客接点の強化を行います。

オフィシャルECサイトのリニューアルによる顧客満足度の向上を図ります。

リアル店舗とオフィシャルECサイトとの統合によるシームレスな購入体験を実現いたします。

- ・ブランド認知度の向上  
ブランドアイデンティティの発信を行います。  
デジタルマーケティングやイベントを活用いたします。
  - ・M&A、業務提携の推進
- ② 事業基盤の整備
- ・コーポレートブランドの浸透（アウトブランディング）  
PR強化による企業価値の向上を図ります。  
マーケティング戦略の推進による認知拡大と新たな顧客基盤を構築いたします。
  - ・組織再編と人材戦略の推進  
事業戦略の達成に向けた機能別組織を組成いたします。  
専門的スキルを持つ人材の育成と採用、社員のリスクリングを行います。
  - ・サステナブル経営の実践  
持続可能な社会の発展に貢献する取組みを推進いたします。  
レンタル事業の拡大を行います。

③ 効率化の追求

- ・資産効率の改善  
資本コストや株価を意識した経営を実践してまいります。
- ・業務運営の効率化  
基幹システムの見直しとデータ分析基盤を再構築いたします。  
店舗運営のデジタル化を推進いたします。

中間年度となる2026年度は、「成長加速フェーズ」と捉え、フォーマル事業では、ルールやマナーなどの情報やサービスを含む「フォーマルライフ」マーケットへの価値提供を通じて顧客体験を高め、安定的な収益を生み出す基盤へと進化させてまいります。

ライフスタイル事業では、株式会社キャナルジーンを成長ドライバーと位置づけ、収益性の向上と規模の拡充を進めてまいります。今後も、M&Aや業務提携を通じた外部知見の取り込みを柔軟に活用し、成長に向けた戦略の幅を広げてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

**(6) 財産及び損益の状況**

区 分	第54期 (2022年12月期)	第55期 (2023年12月期)	第56期 (2024年12月期)	第57期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高(百万円)	—	—	15,700	16,112
営業利益(百万円)	—	—	243	173
経常利益(百万円)	—	—	347	295
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	—	—	500	236
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	145.40	68.50
総資産(百万円)	—	—	14,300	13,934
純資産(百万円)	—	—	10,163	10,488
1株当たり純資産額 (円)	—	—	2,952.78	3,031.51

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から、期中平均の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数から、期末現在の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均の発行済株式総数から控除した自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末の発行済株式総数から控除した自己株式数に含めております。
4. 第56期より連結計算書類を作成しておりますので、第55期以前の各数値は記載しておりません。

**(7) 重要な親会社及び子会社の状況**

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社キャナルジーン	10百万円	100%	婦人服飾雑貨販売

**(8) 主要な事業内容** (2025年12月31日現在)

フ ォ ー マ ル 事 業	婦人用フォーマルウェアの製造・販売並びにアクセサリ類の販売
ラ イ フ ス タ イ ル 事 業	婦人服飾雑貨の販売

**(9) 主要な事業所** (2025年12月31日現在)

会 社 名	区 分	名 称	所 在 地
株 式 会 社 東 京 ソ ワ ー ル	当 社	本 社	東京都中央区
		関 西 支 店	大阪市中央区
		川崎商品センター	川崎市川崎区
株 式 会 社 キ ャ ナ ル ジ ーン	子会社	本 社	神戸市中央区

**(10) 使用人の状況** (2025年12月31日現在)

## ①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
235名	11名減

(注) 上記使用人のほかに、期中平均1,450名の販売員及び臨時使用人を雇用しております。

## ②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
203名	13名減	43.1歳	14.4年

(注) 1. 上記使用人のほかに、期中平均1,440名の販売員及び臨時使用人を雇用しております。

**(11) 主要な借入先** (2025年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	178百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	178百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	106百万円
株 式 会 社 み な と 銀 行	106百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 3,860,000株（自己株式400,096株を含む）  
 (3) 株主数 3,304名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
フ リ ー ジ ア ・ マ ク ロ ス 株 式 会 社	6,552 百株	18.93 %
田 村 駒 株 式 会 社	1,802	5.21
株 式 会 社 み な と 銀 行	1,651	4.77
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,640	4.74
帝 人 フ ロ ン テ ィ ア 株 式 会 社	1,610	4.65
東 京 ソ ワ ー ル 取 引 先 持 株 会	1,233	3.56
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,140	3.29
旭 化 成 株 式 会 社	800	2.31
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	706	2.04
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	545	1.57

- (注) 1. 当社は、自己株式を400,096株保有していますが、上記大株主からは除いております。  
 2. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が、基準日現在に保有する当社の株式41,600株を自己株式に含めて計算しております。  
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切捨てて表示しております。

### (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）	当社普通株式 12,200株	4名

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（2025年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 泉 純 一	
取締役常務執行役員	小 林 義 和	管理本部長
取締役上席執行役員	大 島 和 俊	経営企画本部長
取締役上席執行役員	齊 藤 兼 文	事業本部長 兼 第4事業部長
取 締 役	牧 武 彦	
取締役(常勤監査等委員)	山 田 倫 司	
取締役(監査等委員)	野 村 浩 子	東京家政学院大学 特別招聘教授 株式会社Skyfall 社外監査役 株式会社エンビプロ・ホールディングス 社外取締役 公益財団法人日本女性学習財団 理事長
取締役(監査等委員)	岡 本 雅 弘	ヒューリック株式会社 常勤監査役
取締役(監査等委員)	瀧 村 竜 介	

- (注) 1. 取締役牧武彦氏、野村浩子氏、岡本雅弘氏及び瀧村竜介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員と内部監査室との十分な連携を図り、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、山田倫司氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役牧武彦氏、野村浩子氏、岡本雅弘氏及び瀧村竜介氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査等委員山田倫司氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員岡本雅弘氏、瀧村竜介氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、2013年3月27日に執行役員制度を導入しております。  
なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

氏 名	役 位	担 当
吉 村 暢 晃	上席執行役員	事業本部 第2事業部長
島 村 聡	上席執行役員	デジタル戦略部長
十 代 田 正	執行役員	商品本部長 兼 生産部長 兼 物流部長
坂 田 道 朗	執行役員	事業本部 第1事業部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該契約に基づく損害賠償責任限度額を、法令が規定する限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員並びに子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 取締役の報酬等の総額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を下記のとおり定めております。

当社の取締役の報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等（全社業績連動報酬及び調整給）ならびに株式報酬で構成し、社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会が取締役会からの諮問を受け報酬制度及び報酬水準を答申し、取締役会は答申内容を尊重し、株主総会で決議された報酬枠内及び決定方針に則り個人別の報酬を決定しております。

また、このような手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	104	92	2	10	4
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	14	14	—	—	1
社外取締役 (監査等委員を除く)	5	5	—	—	1
社外取締役 (監査等委員)	16	16	—	—	3
合計	140	128	2	10	9

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対し支給するものとし、全社業績を参考に決定する全社業績連動報酬及び個々の取締役の業績評価を織り込んだ調整給とで構成しております。

全社業績連動報酬は事業の収益性を表す財務数値である営業利益を基本指標とし、その他の業績状況等を考慮して算出しており、調整給は個々の取締役の業務執行状況などを参考に、いずれも指名・報酬委員会からの答申を受けて取締役会において決定することとしております。

なお、当事業年度を含む営業利益の推移は、本書6頁に記載の「(6) 財産及び損益の状況」をご参照ください。

#### ④ 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有するとともに、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を導入しており、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対し、役位別に定めた株式数に基づき毎年一定時期に支給しております。

#### ⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役報酬額については、2021年3月30日開催の第52回定時株主総会において取締役(監査等委員である取締役を除く)は、年額200百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内、また使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)、監査等委員である取締役は、年額36百万円以内と決議いただいております。

本定時株主総会終結時点において対象となる取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、5名(うち社外取締役は1名)、監査等委員である取締役の員数は、4名(うち社外取締役は3名)です。

譲渡制限付株式報酬については、当該株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対して、上記取締役報酬額の範囲内にて年額40百万円以内(株式総数は年30,000株以内)と決議いただいております、本定時株主総会終結時点において対象となる取締役の員数は、4名です。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

社外取締役（監査等委員）野村浩子氏は、東京家政学院大学の特別招聘教授、公益財団法人日本女性学習財団の理事長を兼務しております。

なお、当社は東京家政学院大学及び公益財団法人日本女性学習財団との間に特別な関係はありません。

### ② 他の法人等の社外役員その他これに類する者の兼職状況及び当社と当該法人等との関係

社外取締役（監査等委員）野村浩子氏は、株式会社Skyfallの社外監査役、株式会社エンビプロ・ホールディングスの社外取締役を兼務しております。

なお、当社は株式会社Skyfall及び株式会社エンビプロ・ホールディングスとの間に特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）岡本雅弘氏は、ヒューリック株式会社の常勤監査役を兼務しております。

なお、当社はヒューリック株式会社との間に特別な関係はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	牧 武 彦	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、業界における豊富な経験と幅広い知識から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。 なお、独立役員を中心とした定期的な打合せを行っております。
取 締 役 (監査等委員)	野 村 浩 子	当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会14回のそれぞれ全てに出席し、大学教授としての豊富な経験及び高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても監査に係る重要な協議にあたり、適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	岡 本 雅 弘	当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会14回のそれぞれ全てに出席し、法務・監査を中心に取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても監査に係る重要な協議にあたり、適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	瀧 村 竜 介	当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会14回のそれぞれ全てに出席し、経済全般にわたる知見から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても監査に係る重要な協議にあたり、適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,564千円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,564千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意をしております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては責任限定契約の規定は設けてはおりますが、会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策のひとつと位置付けており、経営成績、財務状況を総合的に勘案した上で、安定した配当を実施することが株主の皆様の長期的な利益に合致するものと考えております。

なお、会社法第459条第1項の定めに基づき、取締役会の決議をもって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

- ~~~~~
- (注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は特に記載のない限り表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>8,314,335</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,384,601</b>
現金及び預金	2,058,553	支払手形及び買掛金	332,563
電子記録債権	4,066	電子記録債務	1,064,284
売掛金	1,362,523	契約負債	108,557
約束手形	33,297	1年内返済予定の長期借入金	43,840
商品及び製品	4,229,111	リース債務	41,189
仕掛品	349,050	未払法人税等	102,148
原材料	1,413	その他の流動負債	692,018
その他の流動資産	276,836	<b>固定負債</b>	<b>1,060,950</b>
貸倒引当金	△517	長期借入金	543,440
<b>固定資産</b>	<b>5,619,948</b>	リース債務	46,577
<b>有形固定資産</b>	<b>2,347,740</b>	繰延税金負債	111,356
建物及び構築物	437,438	退職給付に係る負債	111,587
土地	1,656,362	資産除去債務	205,172
その他の有形固定資産	253,939	その他の固定負債	42,816
<b>無形固定資産</b>	<b>421,789</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,445,551</b>
のれん	373,559	(純資産の部)	
リース資産	41,319	<b>株主資本</b>	<b>9,510,991</b>
その他の無形固定資産	6,911	資本金	4,049,077
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,850,418</b>	資本剰余金	3,732,777
投資有価証券	1,673,794	利益剰余金	2,251,619
繰延税金資産	6,516	自己株式	△522,483
貸倒不動産	763,453	その他の包括利益累計額	977,741
その他の投資	409,096	その他有価証券評価差額金	739,067
貸倒引当金	△2,441	退職給付に係る調整累計額	238,673
<b>資産合計</b>	<b>13,934,283</b>	<b>純資産合計</b>	<b>10,488,732</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>13,934,283</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
<b>売上高</b>		<b>16,112,480</b>
売上原価		7,680,805
<b>売上総利益</b>		<b>8,431,674</b>
販売費及び一般管理費		8,257,840
<b>営業利益</b>		<b>173,833</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	52,149	
賃貸料収入	102,708	
その他の営業外収益	26,675	<b>181,533</b>
<b>営業外費用</b>		
支払利息	9,349	
賃貸費用	44,148	
その他の営業外費用	6,290	<b>59,787</b>
<b>経常利益</b>		<b>295,579</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	79,158	<b>79,158</b>
<b>特別損失</b>		
減損損失	32,045	
投資有価証券評価損	16	<b>32,061</b>
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>342,676</b>
法人税、住民税及び事業税	120,090	
法人税等調整額	△13,948	<b>106,142</b>
<b>当期純利益</b>		<b>236,534</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>236,534</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,049,077	3,732,777	2,180,962	△546,083	9,416,733
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△156,854	-	△156,854
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	-	-	236,534	-	236,534
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△489	△489
自 己 株 式 の 処 分	-	△9,022	-	24,090	15,067
自己株式処分差損の振替	-	9,022	△9,022	-	-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	70,656	23,600	94,257
当 期 末 残 高	4,049,077	3,732,777	2,251,619	△522,483	9,510,991

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	618,238	128,341	746,580	10,163,313
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△156,854
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	-	-	-	236,534
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△489
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	15,067
自己株式処分差損の振替	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	120,828	110,332	231,160	231,160
当 期 変 動 額 合 計	120,828	110,332	231,160	325,418
当 期 末 残 高	739,067	238,673	977,741	10,488,732

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社東京ソワール

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員 公認会計士 木村直人  
業務執行社員指定社員 公認会計士 染葉真史  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京ソワールの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京ソワール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他内部統制を所管する管理本部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項並びに内部監査室からその監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

株式会社 東京ソワール 監査等委員会

常勤監査等委員	山田 倫 司	㊟
監査等委員	野村 浩 子	㊟
監査等委員	岡本 雅 弘	㊟
監査等委員	瀧 村 竜 介	㊟

(注) 監査等委員 野村浩子、岡本雅弘及び瀧村竜介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上